

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（文部科学省）

○ 省全体における取組

- ・大臣、事務次官による強力なメッセージの発信
- ・16時を契機とした取組
16時に、試行的に職員に対してゆう活や超過勤務縮減意識づけさせるためにアナウンスする。
16時以降は業務の作業依頼、会議の原則禁止(急を要するものは除く)
- ・テレワーク制度利用促進
申請手続を簡素化
テレワーク・デイズに合わせて職員に目標実施回数を設定し、テレワークの取組が進んでいる部局を幹部が表彰
- ・各部局のペーパーレス化の取組をBefore-Afterで省内共有
- ・「レッツ5ホリデー」などの連続休暇、家族ふれあい休暇、男の産休5日以上に合わせた夏季休暇及び年次休暇等の計画的取得の促進
- ・積極的に早期退庁したくなる仕掛け作りや情報の提供（美術館、博物館 等）

○ 各職場単位における取組

- ・各部局の有志職員（業務改善推進員）を中心とした早期退庁のための取組（各局課）
- ・管理職が部下の年休の目標を立て、達成に向け努力（各局課）
- ・ペーパーレス化による業務の推進の励行（各局課）
- ・オフィス改革等を通じた環境整備（フリーアドレス化など）（各局課）
- ・勉強会や交流会、レクリエーションの機会の創出（各局課）

○ 「ゆう活」実施概要

- ・実施期間：令和元年7月～8月の2か月間
- ・実施概要等：職員の希望や業務状況に応じて、期間中4日以上の実施日を職員個人単位で設定し、実施
※実施に当たっては、フレックスタイム制や年次休暇の活用を推奨する。